

資料編



I 西宮市自殺対策推進本部設置要綱

(目的・設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき実施する西宮市における自殺対策に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、西宮市自殺対策推進本部(以下「本部」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するために、次の事項を処理する。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策計画の施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (4) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること
- (5) その他、目的達成のための必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する

- 2 本部長は、健康福祉局を担任する副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、健康福祉局長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 本部長が不在のとき、又は本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定する部員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、保健所において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(付則) この要綱は、令和4年8月1日から実施する。

(付則) この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

※別表は省略

2 計画の策定経過

令和4年度	
令和4年6月9日	令和4年度第1回西宮市自殺対策庁内連絡会議 (1) 西宮市自殺対策計画（仮称）の策定について (2) 市民アンケート（案）について (3) 事業の棚卸について
令和4年8月1日	西宮市自殺対策推進本部の設置
令和4年10月26日	令和4年度第1回西宮市自殺対策ネットワーク会議 (1) 西宮市自殺対策計画（仮称）の策定について (2) 事業の棚卸しについて
令和5年2月13日	令和4年度第2回西宮市自殺対策庁内連絡会議 (1) 新たな自殺総合対策大綱について (2) 西宮市自殺対策計画（仮称）における重点課題及び取組に関する協議
令和5年度	
令和5年7月13日	令和5年度第1回西宮市自殺対策庁内連絡会議 (1) 「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引きについて (2) 西宮市自殺対策計画（仮称）の名称・目標値について (3) 西宮市自殺対策計画（仮称）骨子案・施策体系の検討
令和5年8月4日	令和5年度第1回西宮市自殺対策ネットワーク会議 (1) 「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引きについて (2) 西宮市自殺対策計画（仮称）の名称・目標値について (3) 西宮市自殺対策計画（仮称）骨子案・施策体系の検討
令和5年8月21日	令和5年度第1回自殺対策推進本部 (1) 「西宮市自殺対策計画」骨子案について
令和5年10月4日	令和5年度第2回西宮市自殺対策庁内連絡会議 (1) 西宮市自殺対策計画 素案・指標の検討
令和5年10月25日	令和5年度第2回西宮市自殺対策ネットワーク会議 (1) 西宮市自殺対策計画 関連する取組等の検討
令和5年11月6日	令和5年度第2回自殺対策推進本部 (1) 「西宮市自殺対策計画」素案について
令和5年12月11日 ～令和6年1月16日	「西宮市自殺対策計画（素案）」にかかる 意見提出手続き（パブリックコメント）の実施
令和6年2月5日	令和5年度第3回西宮市自殺対策庁内連絡会議 (1) パブリックコメントの結果報告、計画案について
令和6年2月14日	令和5年度第3回西宮市自殺対策ネットワーク会議 (1) パブリックコメントの結果報告、計画案について
令和6年2月16日	令和5年度第3回自殺対策推進本部 (1) 「西宮市自殺対策計画」案について

3 用語集

用語	内容
あ 行	
生きることの阻害要因	失業や多重債務、生活苦等、自殺リスクを高める可能性が高いもののこと。
生きることの促進要因	自己肯定感や信頼できる人間関係等、自殺リスクを低下させる可能性が高いもののこと。
いのち支える自殺対策推進センター	自殺対策基本法の理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のP D C Aに取り組むための資料の提供や民間団体を含めた地域の自殺対策を支援している機関。
か 行	
ゲートキーパー	自殺対策において、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
コンサルテーション	異なる専門性を持つ複数の者が、援助対象である問題状況について検討し、よりよい援助の在り方について話し合うプロセスのこと。
さ 行	
自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたもので、概ね5年を目途に見直すこととされている。平成19年6月に初めての大綱が策定されたのち、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われ、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。
自殺対策基本法	自殺の予防と防止、その家族の支援の充実のために制定された法律。平成18年10月に施行され、平成28年の改正において、自殺は個人の問題でなく社会全体で取り組むべき課題であることが追記され、社会的な取組を国や地方自治体、事業主等の責務とした。
自殺対策白書	自殺対策基本法第11条に基づき、毎年、国会に提出する年次報告書のこと。自殺の状況についての調査・分析や政府の自殺対策の取組についてまとめている。
自死遺族	自殺で身近な人を亡くし遺族となった人のこと。

用語	内容
新・にしのみや健康づくり21（第2次） 西宮市健康増進計画	平成25年3月に策定され、平成30年3月に中間見直しが行われた西宮市における市町村健康増進計画。「健康寿命の延伸」と「早世（早死）予防」を基本目標とし、市民一人ひとりの健康づくりの推進を図るための取組を定めた計画。
スクールソーシャルワーカー	教育機関を活動の場とする福祉事業（ソーシャルワーク）従事者のことをいい、主に家庭環境に起因した長期欠席や問題行動等のケースに対して、学校や関係機関と連携を図り、福祉的側面から児童生徒の置かれた様々な環境に着目し、支援や助言を行う。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。
生活支援 コーディネーター	住民同士による生活支援を行う担い手の発掘・養成等を行うとともに、地域資源の開発や地域の多様な主体のネットワーク構築に向け、そのコーディネート機能を担うために配置される職員のこと。
性的マイノリティ	同性愛者、両性愛者、性別不平等の性的少数者のこと。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等、精神上的の障害により、判断能力が十分でない方の権利や財産を守り、保護するために援助者を選任する制度。成年後見制度には、すでに判断能力が十分でない方に対して、申立てにより家庭裁判所が援助者を選任する法定後見制度と、将来判断能力が低下する場合に備えて、本人があらかじめ援助者や援助内容を公正証書で契約しておく任意後見制度がある。
た 行	
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を一体的に提供する体制のこと。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を継続できるよう、どのような支援が必要かといった状況の把握を行い、日常生活に必要な課題を整理するとともに、介護サービスにとどまらず、介護保険制度外のサービス、関係機関、必要な制度への利用等につなげて支援を行う機関で、15の日常生活圏域ごとに設置されている。本市では地域包括支援センターを「高齢者あんしん窓口」と呼称する。

用語	内容
な 行	
西宮市総合計画	本市の最上位計画であり、長期的なまちづくりの基本的方向と、施策や事業を総合的、体系的に示している。「未来を拓（ひらく）文教住宅都市・西宮 ～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」を都市目標に、令和10年度までのまちづくりを進めていくための指針となる計画。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたく見守る応援者。キャラバン・メイトが実施する「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。
は 行	
PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則6か月以上の長期にわたって、概ね家庭に留まり続けている状態の人のこと。
不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、又は社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、又はしたくともできない状況にあって、年間30日以上欠席した者（ただし、病気や経済的理由等によるものを除く。）と定義されている。
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。 すべての民生委員は児童福祉法により児童委員も兼ねるため、民生委員・児童委員と呼ばれる。
メンタルヘルス	精神面における健康のことをいい、「心の健康」「精神保健」「精神衛生」等と称される。

西宮市自殺対策計画

令和6（2024）年3月発行

編集・発行 西宮市保健所 健康増進課
〒662-0911 西宮市池田町8番11号
電 話 （0798）26-3160

食育・健康づくりマスコット「みやちゃん」

